

福島県甲状腺超音波検査機器整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県民健康調査甲状腺検査を実施する県内検査実施機関の拡充を図るため、超音波検査機器を整備しようとする医療機関に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、福島県県民健康調査甲状腺検査の県内検査実施機関として、県の指定を受けた医療機関が、超音波検査機器を整備する場合に、必要な備品購入費について、当該医療機関等（以下「補助事業者等」という。）に対して交付するものとする。

2 過去に本事業により超音波検査機器を導入した補助事業者等において、以下の条件をすべて満たす場合は、超音波検査機器の更新のため、交付の申請をできるものとする。

(1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過していること。

(2) 現状では適正な検査を実施することができず、かつ、原状回復が困難であると認められること。

3 補助金の額は、別表のとおりとし、予算の範囲内において知事が定める額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、「福島県甲状腺超音波検査機器整備事業補助金交付申請書」（第1号様式）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

(1) 所要額調書（第2号様式）

(2) 所要額明細書（第3号様式）

(3) その他知事が必要と認める書類

3 前条第2項に基づき、超音波検査機器を更新する場合は、前項に加え「福島県甲状腺超音波検査機器整備事業更新申出書」（第13号様式）を提出すること。

4 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額申請等)

第4条 補助事業者等は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消

費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

- 2 補助事業者等は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、補助対象経費の2割以内かつ補助金額が減額となる変更とする。

- 2 第2条第2項に基づき、超音波検査機器を更新する場合は、事業完了の日までに既存機器を処分すること。

(変更の承認)

第6条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、「福島県甲状腺超音波検査機器整備事業変更(中止・廃止)承認申請書」(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

- 2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、「福島県甲状腺超音波検査機器整備事業補助金概算払請求書」(第5号様式)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第9条 補助事業者等は、当該事業が完了したときは、速やかに「福島県甲状腺超音波検査機器整備事業完了報告書」(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、「福島県甲状腺超音波検査機器整備事業実績報告書」(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合にあっては、承認を受けた日)から起算し

て 30 日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 31 日（補助金を全額概算払いにより交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の 4 月 15 日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 所要額精算書（第 8 号様式）
- (2) 実績額明細書（第 9 号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 第 2 条第 2 項に基づき、超音波検査機器を更新した場合は、既存機器を処分したことを証明する書類を提出すること。なお、処分により収入があった場合は、その収入の全部又は一部を補助対象経費から減ずること。

（補助金の交付の請求）

第 1 1 条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者等は、補助事業を完了した場合は、前条の実績報告書に併せて、「福島県甲状腺超音波検査機器整備事業補助金交付請求書」（第 1 0 号様式）を知事に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 1 2 条 補助事業者等は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第 4 条第 2 項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、「福島県甲状腺超音波検査機器整備事業仕入れに係る消費税相当額報告書」（第 1 1 号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

（財産の処分の制限）

第 1 3 条 規則第 1 8 条第 1 項ただし書きに規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第 1 8 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械、器具、その他の備品とする。

3 補助事業者等は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

4 補助事業者等は、規則第 1 8 条第 1 項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ「取得財産処分承認申請書」（第 1 2 号様式）を知事に提出しなければならない。なお、承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（会計帳簿等の整備等）

第14条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別紙（福島県甲状腺超音波検査機器整備事業補助金交付要綱第2条関係）

	事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助基準額	補助率	補助限度額
1	機器整備	県民健康調査甲状腺検査の県内検査実施機関として県の指定を受けた医療機関	超音波検査機器整備に必要な備品購入費	9,000千円／台と補助対象経費（当該事業に要する経費から他の補助金等の収入を除いた額）の実支出額とを比較して少ない方の額	2/3	6,000千円